

民間社会福祉施設サービス推進費における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

サービス推進費と福祉サービス第三者評価

民間社会福祉施設サービス推進費の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審（一部の施設を除く。）
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜サービス推進費とは＞

東京都においては、独自に民間社会福祉施設サービス推進費補助を行うことにより、民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画・実施状況」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。サービス改善計画は、受審（実施）年度の 3 月 31 日時点、実施状況は、翌年度の 4 月 30 日時点の情報です。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※「サービス改善計画・実施状況」は、ホームページ及び当該施設内においても公表しています。
※サービス推進費交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	のぞみの家	受審(実施)年度 (※)	令和 2年度	施設番号	62-0033
-----	-------	-----------------	--------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (令和 2 年度)	改善計画 (令和 2 年度末時点)	実施状況(予定を含む) (令和3 年 4 月 30 日時点)	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 (令和3 年 4 月 30 日時点)
施設の基 本理念に 立ち返り、 養育の在 り方を改 善する について	権利擁護について職員 と子どもの意識に乖離が あると、指摘を受けた。 子どもへの不適切な関 わりがあったことも判明し た。理念に立ち返りケア 全般を見直す必要があ る。	・外部委員会を設置し、 養育の在り方について、 職員の振り返りを指導し て頂く。 ・理事長によるスーパー バイズ、外部講師による 研修を行う。 ・主任制を導入し、日常 的なスーパーバイズを 実施する。	1 実施済み 2 実施予定 (年 月ごろ) 具体的には以下のとおり です。 ・外部委員会は発足し、 年 5 回の開催が予定され ている。 ・職員組織を改編し、主 任制を導入。	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおり です。
子どもの 意見表明 を尊重し、 権利擁護 を進める について	子ども達、特に高齢児に 施設生活に対する不満 感が強い。子どもたちの 意見を聞き取ること、特 に子ども会議など意見を 表明しまとめる場の設定 などが推奨されている。	自理支援計画を作るに あたり、子どもたち一人 一人に面接して意向調 査を行い、共に目標を 立てる。また意見表明の 場としての子ども会議の 設定を準備する。	1 実施済み 2 実施予定 (3 年 8月ごろ) 具体的には以下のとおり です。 ・中高生の意見調査面談 は概ね終了予定。 ・子ども会議について外 部に方に相談する予定。	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおり です。
厨房・食 堂の改修 を行う について	児童居室の改装工事が 終了し、次に最も老朽化 している厨房と食堂のあ る北館を改修する必要 がある。	全面的な改築が法的に 難しいとのことで計画の 練り直しを行っている。 設計士と共に、職員が 働きやすく、子どもたち にも快適な食事のできる 場を検討し、秋頃の着 工を計画している。	1 実施済み 2 実施予定 (3 年 9月ごろ) 具体的には以下のとおり です。	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおり です。

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「どうきよう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。